

平成27年度 西部保健所行動計画

I 地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護連携体制の整備

- ・日田市及び玖珠郡が実施する在宅医療連携会議を支援するとともに、住民への普及啓発を行います。
- ・在宅医療の構成職種に対して、研修会を開催し、在宅医療・介護連携の推進及び在宅医療に携わる人材の育成に努めます。
- ・地域包括ケアシステム構築に向け、西部医療圏内の市町や医療機関等の関係機関の調整を行います。

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

- ・健康危機管理事案発生に備え、シミュレーション等を行い体制を整備します。
- ・食中毒・感染症対策強化のために、衛生管理指導や消毒インストラクターの養成を行います。

III 豊かな水環境の創出

- ・流域全体での水質保全活動を支援します。
- ・排水監視計画に基づき、事業場等から公共用水域に排出される水や地下水の検査を実施します。
- ・単独浄化槽やくみ取り便槽設置者に対して合併浄化槽への転換を促します。
- ・浄化槽の適正管理について啓発・広報を行い、法定検査未受検者に対し文書指導を行います。
- ・住民や市町が行う取組を支援します。

I 地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護連携体制の整備

現状と課題

日田市・玖珠郡地域では、住民が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるように包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指して、取り組んでいる。これまで、医療と介護間の切れ目のないサービス提供を促すための「入退院時情報提供票」の作成・活用、各地域の関係機関情報の整理、多職種連携研修会、住民への普及啓発を実施してきた。

今後も引き続き、在宅医療連携会議を中心として、多職種連携のさらなる強化、医療・社会資源の整備や入退院時情報提供票の活用促進等を図っていく必要がある。

また、平成27年度以降、県では2025年に目指すべき医療機能ごとの医療の必要量等を内容とする「地域医療構想」を策定することになっており、保健所では、圏域ごとの構想策定の際に医療機関やその他関係機関等との調整を行う必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 在宅医療連携会議への支援
医師会や市町が実施する取組を支援する。
 - ・在宅医療連携会議の運営支援
 - ・地域ケア会議の運営支援
 - ・入退院時情報提供票の活用促進
- 在宅医療・介護連携に関する関係市町の調整
- 在宅医療に関する理解を深めるための普及啓発
 - ・住民向け講演会の開催支援
 - ・パンフレットの配布支援
- 在宅医療・介護連携の推進及び在宅医療に携わる人材の育成
 - ・関係職種への研修と連携強化
 - ・訪問看護体験
- 地域医療構想策定時の圏域内の医療機関やその他関係機関等との調整

目標指標

- 日田市及び玖珠郡医師会が開催する在宅医療連携会議の運営支援
 - (日田市 開催予定回数 9回 参加延数27人)
 - (玖珠郡 開催予定回数 9回 参加延数27人)
 - ・地域ケア会議の運営支援と助言(3市町)
 - ・入退院時情報提供票の活用促進に向けた検討会の開催(4回)
- 玖珠郡2町間の調整会議の開催 (5回)
- 住民への普及啓発における支援
 - ・日田市・玖珠郡 パンフレットの作成、配布
 - ・住民向けの講演会の開催 日田市・玖珠郡 (各1回)
- 関係職種に対する在宅医療・介護連携に関する研修会の開催
 - *保健所主催分
 - (看護職種向け研修会 4回 介護職種向け研修会 1回)
 - 多職種向け研修会 4回 訪問看護体験 15人)
- 地域医療構想策定に向けた調整会議の開催 (2回)

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

現状と課題

西部保健所では、健康危機管理の拠点として、健康危機管理事案の発生に備えた体制の整備や関係機関との連携等を図っている。昨年度は、近年発生が危惧されている鳥インフルエンザやエボラ出血熱の所内体制の整備や演習への参加、新型インフルエンザ対策では、市町新型インフルエンザ等行動計画策定への支援を行った。食中毒・感染症対策では、日田市内の保育園等を対象に消毒インストラクターの養成や施設概要調査票を整備し体制強化に努めてきた。

健康危機管理は様々な分野・機関との連携が必要なことから、引き続き、関係機関との情報共有や役割の確認、事案を想定したシミュレーションや研修等を行い、より一層の機能強化を図る必要がある。

施設が主体的に事案発生の未然防止と拡大防止の取組がとれるよう、消毒インストラクターの養成も引き続き行う必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 健康危機管理事案発生に備えた体制の整備
 - ・エボラ出血熱発生時のシミュレーション
 - ・鳥インフルエンザ発生時のシミュレーション
 - ・広域災害救急医療情報システム(EMIS)入力訓練
 - ・健康危機管理連絡会議の開催
- 食中毒・感染症対策
 - ・食品による健康被害防止のための工程管理指導
 - ・研修会の開催及び消毒インストラクターの養成
 - ・結核患者の服薬支援

目標指標

- 健康危機管理事案発生に備えた体制の整備
 - ・エボラ出血熱発生時のシミュレーション (1回)
 - ・鳥インフルエンザ発生時のシミュレーション
(県演習、西部地区演習、所内 各1回)
 - ・広域災害救急医療情報システム(EMIS)入力訓練 (1回)
 - ・健康危機管理連絡会議の開催 (1回)
- 食中毒・感染症対策
 - ・食品による健康被害防止のためのHACCP手法を用いた工程管理指導 (指導施設数 10施設)
 - ・消毒インストラクターの養成 (養成人数 25人)
* H26年度未実施施設を対象とする
 - ・塗抹陽性患者DOTS実施率 (100%)

Ⅲ 豊かな水環境の創出

現状と課題

日田市は古くから「水郷ひた」と知られており、水環境に対する住民の意識が高く、NPO等による水質保全活動が活発に行われているが、取組が特定の住民や地域に限定されており、流域全体で水環境の保全に取り組む必要がある。

平成26年には「未来へつなごう!!豊かな水環境上流ネット」が設立され、流域全体で取り組む体制ができた。

保健所では「水質汚濁防止法」に基づく事業場排水の検査、監視を行い水質保全に取り組んでいる。

生活排水対策として、旧郡部や玖珠、九重町等生活排水処理率が70%を下回る地域が多く、単独浄化槽や汲み取り便槽から合併浄化槽への転換を促す必要がある。

また、浄化槽からの放流水質を適正に維持するためには、浄化槽設置者(管理者)が、適正な保守点検や清掃を実施し、法定検査を受検する必要がある。

保健所が実施すべき対策

- ・水質保全活動に関する必要に応じた連絡調整
- ・排水監視計画に基づく事業場排水等の検査の実施
- ・単独浄化槽やくみ取り便槽の合併浄化槽への転換促進
- ・浄化槽の適正管理について啓発・広報や法定検査未受検者への指導
- ・住民や市町が行う取組への支援

目標指標

- ・流域会議の開催、ごみゼロ地域連絡会の開催(1回)
- ・流域会議参加団体数の増加 (2団体以上の増加)
- ・事業場排水監視計画に対する検査実施率
(実施率 100%:(43施設))
- ・合併浄化槽への転換の啓発 (3回)
- ・浄化槽設置(管理)者に対する啓発 (3回)
- ・浄化槽法定検査未受検者への文書指導
(文書指導実施率 27年度対象者100%)
- ・住民による水生生物調査回数 (11回)
- ・環境教育アドバイザーの派遣回数 (8回)